

避難計画の報告・点検

参考5

- 施設管理者は、洪水・高潮・土砂災害に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告する必要がある。
- また、津波に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告するとともに公表する必要がある。

高齢者福祉施設

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設



施設管理者

- 非常災害対策計画の作成
- 避難訓練の実施

(火災、地震、洪水、高潮、土砂災害、津波等)

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施

洪水

高潮

土砂

津波

自治体

指導監査時に非常災害対策計画の点検を実施

避難確保計画の報告

- ・ 避難確保計画の報告、公表
- ・ 訓練結果の報告

助言・勧告等